

経 済 産 業 省

19 資電部第7号

電気事業会計規則取扱要領の全部を改正する要領を次のように定める。

平成19年3月26日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 舟木 隆



電気事業会計規則取扱要領の全部を改正する要領

電気事業会計規則取扱要領（平成18年18資電部第91号）の全部を次のように改正する。

電気事業会計規則取扱要領

目	次
第一章	総 則…………… (第 一—第 四)
第二章	固定資産勘定通則… (第 五—第 六)
第三章	電気事業固定資産の 価額…………… (第 七—第 十 六)
第四章	資本的支出と収益的 支出との区分…………… (第 十 七—第 二十 七)
第五章	電気事業固定資産の 除却…………… (第 二十 八—第 三十 七)
第六章	固定資産勘定雑則… (第 三十 八—第 五十 八)
第七章	貯蔵品勘定通則… (第 五十 九—第 六十 八)
第八章	予定受払単価法… (第 六十 九—第 七十 四)
第九章	貯蔵品勘定雑則… (第 七十 五—第 八 十)
第十章	使用済燃料再処理等 引当金勘定…………… (第 八 十 一—第 八 十 二)
第十一章	使用済燃料再処理等 準備引当金勘定… (第 八 十 三—第 八 十 四)
第十二章	費用勘定…………… (第 八 十 五—第 九 十 四)

第一章 総則

第一 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「規則」という。）の規定の適用については、この取扱要領の定めるところによるものとする。

第二 規則第三条各号に掲げる附属明細書のうち、次の各号に掲げるものを会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項の規定により作成する計算書類の附属明細書とする。

- 一 電気事業営業費用明細表
- 二 固定資産期中増減明細表
- 三 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）
- 四 引当金明細表
- 五 その他重要事項明細表

第三 規則別表第一の勘定科目は、規則別表第二の財務諸表を作成するための勘定体系を示したものであるから、事業内部の会計整理において、これらの勘定科目をさらに細分した勘定科目を用い、又はこれらの勘定科目のほかに本支店間取引を整理するための勘定、偶発債務を整理するための勘定その他内部整理を便ならしめるための勘定科目を設けることを妨げない。

第四 金銭以外の資産を無償で取得した場合（工事費負担金、下流増負担金、補助金等として取得した場合を除く。）は、千円を備忘価額として計上するものとする。

第二章 固定資産勘定通則

第五 仮設備を本設備として使用し、他の建設工事に使用し、又は貯蔵品として庫入れした場合において、建設仮勘定から他の勘定に振り替えるときの振替価額は、仮設備勘定に計上された価額からあらかじめ適正に定めた基準により算定した減損額を控除した価額によるものとする。ただし、その減損額が少額である場合は、この限りでない。

第六 規則第五条第一項の「使用を開始したとき」は、電気事業法第四十九条第一項の規定による使用前検査を受けるべき事業用電気工作物については、原則としてその合格の日（電気事業法第五十条第一項の規定により仮合格となった場合は仮合格の日）とする。

第三章 電気事業固定資産の価額

第七 電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を当該資産の建設価額に算入する場合、その金額は、次の算式によって算定するものとする。

$$\frac{(\text{建設費} - \text{諸前受金} - \text{未払金}) \times \text{借入資金} \times \text{借入資金利率}}{\text{自己資金} + \text{借入資金}}$$

建設費は、建設仮勘定の電気事業固定資産建設工事口に計上された金額（規則第八条の規定による建設中利子に相当する金額、規則第四十条の規定による建設分担関連費の金額、土地の金額、無形固定資産の金額及び建設の目的たる資産の使用を開始した後に行う残工事費の金額を除く。）の月積数（使用開始した日の属する月の前月までとする。以下同じ。）による。

諸前受金は、建設工事に係る工事費負担金として前受けしたものの月積数による。

借入資金利率は、月加重平均利率による。

自己資金及び借入資金は、建設の期間における自己資金及び借入資金の額によるものとする。ただし、それによりがたい場合は、適正な平均的期間における自己資金及び借入資金の額によることができる。

第八 規則第八条の場合において、電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を建設価額に算入する場合は、対象となる建設費及び工事期間についてあらかじめ定めておくものとする。ただし、建設費については五十億円、工事期間については十二月を超えないものとする。

第九 建設中の電気事業固定資産の試運転によって発生した電気の販売に伴う収入に関連して要した金額は、当該資産の建設価額に算入しないものとする。ただし、その金額を区分することが困難であり、かつ、その金額が少額であると認められる場合は、この限りでない。

第十 金銭以外の財産上の利益からなる工事費負担金は、その適正な見積額をもってその金額とするものである。

第十一 第十の適正な見積額は、資材については、貯蔵品中に種類及び品質を同じくするものがあるときはその平均払出単価、それのないときは適正な市場価額、役務については、直営工事又は請負工事の場合の賃金率等をそれぞれ基準として算定するものとする。

第十二 固定資産除却費又は財産偶発損に充当するために提供を受けた工事費負担金の金額は、当該勘定に戻すものとする。

第十三 電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によって便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益を充当して当該資産を建設した場合は、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理するものとする。

第十四 規則第十一条本文の規定する減価償却の金額の個々の資産への配賦は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに、償却帳簿原価（帳簿原価からそれに対応する工事費負担金の金額を控除した価額をいう。以下同じ。）又は償却帳簿価額（償却帳簿原価からその減価償却累計額を控除した価額をいう。以下同じ。）を基礎とする金額案分によることができる。

第十五 規則第十一条ただし書の「事業年度別減価償却率」とは、当該事業年度の開始のときからあった資産に対して当該事業年度中に計上した減価償却の金額のその償却帳簿原価又は償却帳簿価額に対する率をいう。

第十六 事業年度の中途において除却し又は譲渡した固定資産の当該事業年度分の減価償却は、計上しないものとする。

第四章 資本的支出と収益的支出の区分

第十七 事業者は、資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、電気事業固定資産に附加（取替えのためにする場合を含み、新設及び増設の場合を除く。以下この章において同じ。）し、又は当該資産から除却した場合に資本的支出として整理すべき一定単位の物品（以下「資産単位物品」という。）を別表を基準として定めておくものとする。

- 第十八 資産単位物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、資本的支出として整理するものとする。ただし、規則第十三条第一項に該当する場合は、この限りでない。
- 第十九 資産単位物品以外の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、収益的支出として整理するものとする。ただし、当該附加によって当該附加された資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されるときは、収益的支出として整理しないことができる。
- 第二十 規則第十三条の規定及び第十九の場合において、取替のために除却された物品が貯蔵品勘定その他の勘定へ振り替えられたときは、その振替価額に相当する金額を収益的支出の戻しとして整理するものとする。当該物品の附加に関して、工事費負担金の提供を受けたときのそれに相当する金額についても、同様とする。
- 第二十一 第二十前段の場合において、貯蔵品勘定以外の勘定へ振り替えられたときの振替価額は、当該物品が電気事業営業費用勘定に計上されたものであるときは当該勘定に計上されたときの金額を限度とした適正な見積価額、その他のものであるときは当該物品の市場価額その他を基準とした適正な見積価額によるものとする。
- 第二十二 規則第十四条の規定、第十八及び第十九ただし書によって取替えを行う場合においては、除却に要した工事費は固定資産除却費勘定に、附加に要した工事費は当該資産勘定にそれぞれ整理するものとする。ただし、両者を区分することが困難な場合は、主たる工事の勘定に一括して整理することができる。
- 第二十三 取替資産として整理するものの減価償却は、取替法（当該固定資産の償却帳簿原価の百分の五十に達するまでは定額法又は定率法によって算出した金額を各事業年度の減価償却費に計上するとともに、当該固定資産が使用に堪えなくなったためそれに代えて種類及び品質を同じくする資産と取り替えた場合において、その取り替えた資産の附加のために要した金額をその取り替えた事業年度の修繕費勘定に計上する方法をいう。）によって行うものとする。
- 第二十四 取替え又は附加に関して提供を受けた工事費負担金の金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか、規則第十三条の規定及び第十九本文による収益的支出として整理した額に対応するものかが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ工事費負担金勘定及び収益的支出の戻しに整理するものとする。
- 第二十五 第二十四の規定は、電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によって便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益について準用する。
- 第二十六 規則第十三条第一項の規定及び第十九本文の場合において、当該取替え又は附加に関して補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの提供を受けたときは、第二十後段の規定に準じて整理するものとする。
- 第二十七 取替え又は附加に関して提供を受けた補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか規則第十三条第一項の規定又は第十九本文の規定による収益的支出として整理した額に対応するものかが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ電気事業雑収益勘定及び収

益的支出の戻しに整理するものとする。

第五章 電気事業固定資産の除却

第二十八 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によって行った場合における当該除却物品に関する減価償却累計額の金額は、当該物品に関する償却帳簿原価に規則第十六条の規定による事業年度別減価償却率の累計率を乗じた金額とするものとする。

第二十九 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によって行った場合において、当該除却物品がその取得した事業年度の中途に当該勘定に計上されたものであるときは、当該事業年度の減価償却率は、月割計算によって算定するものとする。

第三十 配電設備勘定から除却された物品に関する減価償却累計額の内額は、物品帳簿原価又は工費帳簿原価ごとに次の算式によって算定することができる。

$$\frac{\text{当該帳簿原価} \times \text{当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する耐用年数の異なる資産の区分ごとの減価償却累計額}}{\text{当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する耐用年数の異なる資産の区分ごとの帳簿原価の合計額}}$$

第三十一 配電設備勘定から除却された物品に関する工事費負担金の金額は、第三十の規定に準じて算定することができる。

第三十二 規則第十七条ただし書の規定は、当該除却物品に関連する物品の物品帳簿原価を減額するときに当該除却物品の物品帳簿原価に対応する減価償却累計額の内額を一括して減額することを合理的な方法によって実行することが確保されている場合には、適用しないことができる。

第三十三 規則第十八条第一号及び第二号の規定による算出に関する整理は、配電設備勘定から除却された物品については、支店ごとに、かつ、事業年度ごとに一括して行うことができる。

第三十四 規則第十八条の場合において、除却に関して損害保険金又は損害賠償金を受け入れたときは、その金額を当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に戻すものとし、その金額が当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に計上された金額より多いときは、その差額を電気事業雑収益勘定、事業外収益勘定又は特別利益勘定に計上するものとする。ただし、除却した資産の代替資産を取得した場合においては、その差額について、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理することができる。

第三十五 電気事業固定資産の除却に関して補償金又はこれに準ずるものを受け入れたときは、第三十四本文に準じて整理するものとする。

第三十六 規則第十九条の振替価額には、当該物品の流用のために直接に要した運搬費等の金額を加算することができる。

第三十七 規則第二十条の場合において、当該除却物品が営業単位設備に満たないものであって、かつ、その帳簿原価が少額であるときは、除却仮勘定をもって整理せず、建設仮勘定に「除却工事口」を設けて整理することができる。

第六章 固定資産勘定雑則

第三十八 規則第二十一条第二項の共用固定資産（電気事業と附帯事業とに共用される防液堤、緑化施設、電柱、車両等を含む。以下同じ。）については、それを整理した勘定の会計帳簿に、共用関係（設備の占有比、従業員数比、作業時間数比とする等固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準により求めたものをいう。）を明記しておくものとする。

第三十九 規則第二十二条の適正な基準は、関連建設費の内容によって、運搬物品の重量、運搬距離等（運搬費が関連する場合）従事した人員数、時間数等（労働関係費が関連する場合）その他個別的に定めるものとし、他に適当な基準を見出し難い場合は、一定期間における関連建設費に係る当該建設費の計上額を基準とすることができる。

第四十 構築物勘定又は機械装置勘定には、当該構築物又は機械装置の予備品として附属する物品を含めて計上するものとする。

第四十一 第四十の「予備品」とは、当該構築物又は機械装置の円滑な運転を図るために常備すべき最低限度のものであって、他に流用することが困難なものをいう。

第四十二 水利権の価額には、当該水利権の出願手続きに要する諸係費のほか、別表（水利権一覧表）を基準として当該水利使用に関連して行う関係河川利用者に対する補償に要する費用及び流水の貯留に伴い水没する地域に係る補償に要する費用の補償の金額を計上するものとする。

第四十三 通信関係の設備が相当大きな価額に達した場合は、科目「通信設備」を「配電設備」の次に設け、それに通信関係の設備を整理することができる。その場合においては、費用勘定においても、科目「通信費」を「貸付設備費」の次に設け、それに「通信設備」に係る費用を整理するものとする。

第四十四 電気事業固定資産勘定の内部において、又は電気事業固定資産勘定と附帯事業固定資産勘定若しくは事業外固定資産勘定との間において、固定資産が移管される場合は、当該資産に属する金額をそれぞれ該当勘定へ振り替えるものとする。

第四十五 稼働設備の勘定から貸付設備勘定への振替は、当該貸付けに関して経済産業大臣への届出を要するときはその届出した日、当該貸付けに関して経済産業大臣への届出を要しないときは、当該貸付けに関する契約の効力の発生した日をもってそれぞれ行うものとする。

第四十六 電気事業固定資産勘定から附帯事業固定資産勘定又は事業外固定資産勘定への振替は、当該事実の確定した日をもって行うものとする。

第四十七 建設中の電気事業固定資産に関する下流増負担金のうち、建設仮勘定の項と対応するかどうか明らかでないものについては、下流増負担金（貸方）として一括して整理することができる。

第四十八 電気事業固定資産の建設工事を実施しないことが確定したことによって電気事業固定資産の建設準備勘定を精算する場合において、当該電気事業固定資産建設準備勘定に係る建設準備のための調査等のうち他の勘定に寄与したと認められるものの金額は、当該他の勘定に振り替えることができる。

第四十九 規則第二十四条の「核燃料」は、ウラン精鉱、天然六弗化ウラン、濃縮六弗化ウラン、濃縮二酸化ウラン、成型加工中核燃料、完成核燃料、装荷核燃料、一部照射済核燃料、使用済燃料、再処理中核燃料及び再処理によって回収された減損ウラン及びプ

ルトニウムをいうものとする。

第五十 規則第二十五条第一項に規定する「取得原価」には、ウラン濃縮施設の廃止措置の実施又は当該施設の運転に伴って生じた廃棄物の処理及び処分に要する費用であつて、核燃料を購入し、又は当該核燃料の加工を受けた後に締結した費用負担に関する契約によって支払うものは含めないものとする。

第五十一 規則第二十五条第三項の「実用発電用原子炉から取り出された使用済燃料価額」は、千円を備忘価額として計上するものとする。「分離有用物質の取得価額」とは、第八十一に規定する分離有用物質の価額に相当する金額を計上するものとし、使用済燃料を再処理するための貯蔵場所に受け入れるまでに要した金額を含まないものとする。

第五十二 規則第二十六条第一項の「最初に事業者の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額」とは、購入した核燃料に対する関税その他の税金、保険料、検査費、試験費、積込費、荷卸費、運搬費その他購入のために直接に要した金額をいう。

第五十三 規則第二十六条第二項の「加工に直接要した原価」とは、核燃料を自ら又は他に委託して加工した場合において、加工されるウラン精鉱又は半製品核燃料等の取得原価に当該加工工程口の加工費等を加算した金額をいう。

第五十四 核燃料を自ら又は他に委託して加工する場合において貯蔵場所、加工場所間又は加工場所相互間の転送に要した運賃その他の諸掛等で直接要した金額は、受入価額に加算するものとする。

第五十五 規則第二十七条の規定は、核燃料を加工する場合に準用する。

第五十六 仮受入整理されている装荷核燃料の購入価額又は加工価額が確定した場合において確定した価額と仮受入整理した価額との間に差額があるときは、その差額は次の各号によって整理するものとする。ただし、当該差額が少額な場合には、確定したときにおいて装荷核燃料の価額を調整することができる。

一 当該装荷核燃料が当該事業年度の前年度以前に減損している場合には、その減損分に対応する額を過年度損益修正項目に計上し、当該事業年度に減損している場合には、その減損分に対応する額を燃料費に計上するものとする。ただし、前年度以前の減損分に対応する額が少額な場合には、その額を燃料費に計上することができる。

二 当該装荷核燃料のうち減損していない部分があるときは、その分に対応する額を装荷核燃料の価額に加算（又は減額）するものとする。

第五十七 装荷核燃料の減損価額の計算については、炉心別又は装荷単位別に次の算式によって算定するものとする。

$$\text{装荷核燃料の取得原価} \times \frac{\text{当該核燃料の当該事業年度の実績燃焼度}}{\text{当該核燃料の設計総燃焼度}}$$

第五十八 核燃料の保管中、輸送中又は取扱中に生じた破損、過不足等の事故は、次の各号によって整理するものとする。

一 破損が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。

二 過不足が生じたときは、その差異の原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を電気事業営業費用勘定の諸費又は電気事業雑収益に整理することをもって足りる。

三 保管中、輸送中又は取扱中の核燃料について修理を行ったために要した金額は、当該核燃料について既に評価損が計上されているときは、当該核燃料の帳簿価額に加算し、それ以外のときは電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

第七章 貯蔵品勘定通則

第五十九 貯蔵品の購入に関して行われた値増し、値引き又は割り戻しの金額は、次の各号によって整理するものとする。

一 値増し、値引き又は割り戻しの金額は、購入価額に加算し又は購入価額から控除するものとする。ただし、当該貯蔵品が判明しないときは、一般管理費勘定の諸費又は電気事業雑収益勘定に計上することができる。

二 値増し、値引き又は割り戻しが当該貯蔵品の払出し後に判明した場合は、払出先の勘定の金額を補正するものとする。ただし、それが困難な場合において、当該貯蔵品と種類及び品質を同じくするものが貯蔵品勘定に計上されているときは、その帳簿価額に加算し又はその帳簿価額から控除し、それにより難いときは、前号のただし書の規定を準用する。

第六十 貯蔵品の購入価額に算入される運賃その他の諸掛の金額で未払いのものは、買掛金勘定に計上するものとする。ただし、当該金額と未払金勘定又は未払費用勘定に計上される金額とを区別することが困難な場合は、それを未払金勘定又は未払費用勘定に計上することができる。

第六十一 修理を加えれば再使用が可能となる見込みのある物品が庫入れされた場合は、修理を加えなくても再使用可能な物品としての見積価額で庫入れし、修理をしたときに、それに要した金額を旧取付場所に係る修繕費勘定に計上することができる。その場合において、旧取付場所が不明なときは、一般管理費勘定の修繕費に計上することができる。

第六十二 規則第三十一条第二号の庫入物品の庫入価額に相当する金額は、当該物品が計上されていた勘定に戻すものとする。その場合において、戻すべき勘定が明らかでないときは、電気事業雑収益勘定その他適当な勘定に計上するものとする。

第六十三 建設工事又は修繕工事の材料を庫入れするために要した金額及び貯蔵品を当該建設工事又は当該修繕工事のためにその現場まで運搬するために要した金額は、当該建設工事に係る建設価額に算入し、又は当該修繕工事に係る修繕費勘定に計上するものとする。

第六十四 規則第三十一条第三号の場合において、当該庫入物品と種類及び品質を同じくする物品が貯蔵品勘定に計上されているときは、当該貯蔵品の当該庫入時における平均払出単価を基礎として庫入価額を算定するものとする。

第六十五 規則第三十二条の適正な見積価額は、受入時における市場価額、代金支払時における市場価額の見込み等を勘案して見積られた価額とする。

第六十六 仮受入整理された物品の購入価額が確定した場合は、確定した価額と仮受入整理した価額との差額は、確定したとき以後における払出価額によって調整することができる。

第六十七 規則第三十二条の規定により仮受入整理した価額について市場価額の動向等客観的事項の変化により修正した場合における修正した価額と修正前の価額の整理につい

ては、第六十六の規定を準用する。

第六十八 石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物の受払いの計算は、発電所別に月総平均法により、かつ、湿炭基礎、乾炭基礎、容量基礎（燃料油及びガスの場合に限る。）、重量基礎（ガス及び歴青質混合物の場合に限る。）又は発熱量基礎のうちいずれか一の方法によって行うものとする。

第八章 予定受払単価法

第六十九 規則第三十四条に規定する方法によって受払単価を算定した場合において、実際受入価額又は原価法による払出価額との間に差額が生じたときは、その差額は、当該事業年度末に、当該貯蔵品の払出価額又は事業年度末在庫価額に適正に配賦しなければならない。ただし、予定受払単価を算定する場合は、前事業年度から繰り越された原価差額があるときは、その前事業年度からの繰越額に当該事業年度中の発生額の見込みを勘案し、当該事業年度末においてそれが零となることを目途として行うものとする。

第七十 原価差額の整理は、種類及び品質を同じくする貯蔵品ごとに（これによることが困難な場合は、回転率及び用途の類似した貯蔵品ごと一括する等の合理的な方法により）行うものとする。

第七十一 事業年度中に予定受払単価を更改した場合は、その都度、当該更改の日の前日現在において原価差額の配賦を行うものとする。

第七十二 原価差額を固定資産勘定に配賦する場合において、配電設備に関する勘定以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電設備に関する勘定に配賦することができる。

第七十三 原価差額を費用勘定に配賦する場合において、配電費勘定の修繕費以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電費勘定の修繕費に配賦することができる。

第七十四 第六十九の規定によって貯蔵品の事業年度末在庫価額に配賦された原価差額は、予定受入単価による受入価額の評価勘定として貯蔵品勘定の内部で区分整理するものとする。

第九章 貯蔵品勘定雑則

第七十五 電気事業の用に供される貯蔵品の保管中、輸送中又は取扱中に生じた過不足、破損、品質低下、陳腐化等の事故は、次の各号によって整理するものとする。

- 一 過不足の生じたときは、棚卸しの場合に準ずること。
- 二 評価下げの必要が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。
- 三 輸送中又は取扱中に破損が生じたときは、その損失金額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。
- 四 保管中、輸送中又は取扱中の貯蔵品について修理を行ったために要した金額は、当該貯蔵品について既に評価損が計上されているときは当該貯蔵品の帳簿価額に加算し、それ以外のときは電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

第七十六 貯蔵品は、毎事業年度一回以上定期的に実地棚卸しを行うものとし、実地棚卸

しの結果、実地棚卸高と帳簿棚卸高との間に差異を生じた場合は、その原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を適当な費用勘定又は収益勘定に整理する。

第七十七 第七十六ただし書の規定による整理に適用する単価は、当該整理を行うときにおける平均払出単価によるものとする。ただし、石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物については、実地棚卸実施月の前月末における貯蔵場所別の平均払出単価による。

第七十八 石炭の棚卸しにおいて、貯炭場別の実地棚卸高と帳簿棚卸高との差異のうち、当該実地棚卸高の百分の二又は前回の実地棚卸日から当該実地棚卸日までの期間における当該貯炭場の受払いの合計の数量の千分の一のいずれか大きいものを超えないものについては、第七十六の規定による補正（同ただし書の規定による整理を含む。）をしないことができる。

第七十九 貯蔵品の実地棚卸しの結果、破損、品質低下、陳腐化等による評価下げの必要を認められた場合は、第七十五第二号に準じて整理するものとする。

第八十 貯蔵品の棚卸差損益の金額は、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、一般貯蔵品、特殊品又は商品の別に、全店一本でそれぞれの純額を算出して、財務諸表に計上するものとする。

第十章 使用済燃料再処理等引当金勘定

第八十一 規則第三十五条に規定する「使用済燃料再処理等引当金」のうち、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理等積立金法」という。）第四条に規定する再処理事業者等（以下「再処理事業者等」という。）が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額は、次の算式によって算定するものとする。

$$A = \{(C_1 - V_1 - X) \times (M - J) \div M + D\} \times (K \div L) + E$$

$$D = (C_1 - V_1 - X) \times J \div M + X - T$$

この式において、A、C₁、V₁、X、M、J、D、K、L、E及びTは、事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。この場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）第六条に規定する算定基準の値を基礎とするものとする。

A 当該事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等引当金の金額（単位 千円）

C₁ 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額の総額の現価相当額（単位 千円）

V₁ 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の再処理に伴い回収される分離有用物質の価額の合理的な見積りが可能な金額の合計額の現価相当額（単位 千円）

X 実用発電用原子炉の運転の日から平成十六年度末までの間の運転に伴い生じ

- た使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額（海外で再処理されるものに係るものに限る。）の総額の現価相当額（単位 千円）
- M 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当量（単位 キログラム）
- J 当該事業年度の前事業年度末までの実用発電用原子炉の運転に伴い生じた使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当量（単位 キログラム）
- D 当該事業年度の前事業年度末時点の見積差異の金額（単位 千円）
- K 当該事業年度の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量（単位 キログラム）
- L 当該事業年度以降の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当量（単位 キログラム）
- E 当該事業年度の前事業年度末までに電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号。以下「平成十七年改正省令」という。）附則第二条の規定及び第八十一の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の残高の金額に適正な割引率を乗じた金額（単位 千円）
- T 当該事業年度の前事業年度までに平成十七年改正省令附則第二条の規定及び第八十一の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の総額（平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度にあっては、第八十一の規定により当該事業年度の前事業年度までに積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の総額に平成十七年改正省令附則第二条の規定により積み立てるべき金額を加算した金額）の現価相当額（単位 千円）

C₁、V₁、X、M、J、L及びTの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第八十二 平成十七年改正省令附則第二条に規定する「平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額」は、次の算式によって算定するものとする。

$$S = (C_2 - V_2 + R) \div 15$$

この式において、S、C₂、V₂及びRは、事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

- S 平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額（単位 千円）
- C₂ 実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額の総額の現価相当額（単位 千円）
- V₂ 実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に

伴って生じた使用済燃料の再処理に伴い回収される分離有用物質の価額の合理的な見積りが可能な金額の合計額の現価相当額（単位 千円）

R 平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額の合計額として、使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成十七年経済産業省令第八十三号。以下「廃止省令」という。）附則第二条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済核燃料再処理引当金の金額及び適正な割引率を基礎として算定する金額（単位 千円）

C₂及びV₂の現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

C₂の算定において、C₂にはC₂から廃止省令附則第二条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済核燃料再処理引当金の金額の総額を控除した金額及び平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に均等に分割して行われる積立てに係る割引率を基礎として算出される金額を含むものとする。

上記までの規定にかかわらず、再処理等積立金法附則第三条第三項ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、各事業年度に分割して積立てを行うこととなった金額に相当する金額を平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に規則第三十五条の使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

第十一章 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

第八十三 規則第三十七条に規定する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額は、次の算式によって算定するものとする。

$$A=P \times L_1 + E$$

この式において、A、P、L₁、及びEは、事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等準備引当金の金額（単位 千円）

P 引当単価（事業者が適正な見積価額と適正な見積量を基礎として現価の算定をした再処理等に要する費用の使用済燃料一単位当たりの金額（単位 千円／キログラム）

L₁ 当該事業年度の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の量を控除した量（単位 キログラム）

E 当該事業年度の前事業年度末までに電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第十五号。以下「平成十九年改正省令」という。）附則第二条の規定及び第八十三の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金の残高の金額に適正な割引率を乗じた金額（単位 千円）

Pの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第八十四 平成十九年改正省令附則第二条に規定する「当該使用済燃料の再処理等（新規則第三十七条に規定する再処理等をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に係る金額」は、次の算式によって算定するものとする。

$$S = P \times L_2$$

この式において、S、P及びL₂は、事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

S 平成十九年改正省令附則第二条に規定する当該使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る金額（単位 千円）

P 引当単価（事業者が適正な見積価額と適正な見積量を基礎として現価の算定をした再処理等に要する費用の使用済燃料一単位当たりの金額（単位 千円／キログラム）

L₂ 平成十七年度の実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の量を控除した量（単位 キログラム）

Pの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第十二章 費用勘定

第八十五 電気事業営業費用勘定の内部においては、給料手当等の金額の各勘定間の振替は、原則として行わないものとする。

第八十六 規則第三十九条のあらかじめ適正に定めた基準は、次の各号によるものとする。

- 一 職制に対応して給料手当等の金額を電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定、事業外費用勘定及び固定資産勘定に計上する基準（以下「職制別計上科目基準」という。）を定めること。
- 二 従業員が職制別計上科目基準で定められた計上勘定科目に対応する職務（以下「固有職務」という。）以外の職務に従事した場合は、その従業員に関する給料手当等の金額を当該従業員の固有職務に対応する勘定からその従事した職務に対応する勘定へ振り替える基準を定めること。

第八十七 第八十六第二号の振り替える基準とは、例えば、電気事業営業費用勘定を計上科目とする従業員が電気事業固定資産の建設工事に従事した場合においては、次の各号によって当該従業員の給料手当の金額を当該建設工事の勘定へ振り替える基準をいう。ただし、第二号の例示は、電気事業に係る勘定と電気事業以外に係る勘定との間における振替基準として定めてはならない。

- 一 建設工事に従事した日時数については、通常の勤務時間の日数又は時間外勤務の時間数を単位とすること。ただし、通常の勤務時間の一日に満たない分についても、時間を単位として振り替えることができること。
- 二 通常の勤務時間のうち、建設工事とその他の業務とに従事した場合において、その日の勤務時間のうち建設工事に従事した時間がその他の業務に従事した時間よりも多

いときは、建設工事に一日従事したものとみなすことができること。

三 通常の勤務時間から継続して建設工事に従事した場合は、通常の勤務時間に対する分は一日とし、時間外勤務に対する分はその時間数によること。時間外勤務のみ建設工事に従事した場合は、その時間数によること。

四 一日時当たりの単価は、従事した個人の実績値によるのを原則とするが、それによることが困難な場合は、最近の適当な期間中における科目別等の区分における給料手当の平均値によることができること。その場合においては、時間外勤務に対する単価は、通常の勤務時間内の単価と区別して算定すること。

五 振替は、月ごとに行い、勤務日誌等の確実な資料によって建設工事に従事した日数を算定し、それに単価を乗じて振替額を決定すること。

六 振替額には、単に基準賃金及び基準外賃金の実支払額のみならず、臨時手当、期末手当その他の諸給与金の実支払額をも含むが、月ごとの振替は、それらを含まない金額に基づいて行い、事業年度末に一括して補正することができること。

七 定型的な建設工事については、作業工程、作業時間等を基準として、工量及び工量単価制を採用することができること。

第八十八 規則第四十条第一項の二以上に関連して要した金額(以下「関連費用」という。)は、直接に関連して要した金額及び間接に関連して要した金額を含むものとするが、これらの金額は、当該事業者の実情に応じて合理的に判定するものとする。

第八十九 第八十八の直接に関連して要した金額及び間接に関連して要した金額は、次の各号によるものとする。

一 規則第二十一条第二項の共用固定資産に係る修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等並びに電気事業と附帯事業に係る消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用は、直接に関連して要した金額とする。

二 本店又は支店等の一般管理費のうち、役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、修繕費、賃借料、損害保険料、諸費、諸税、減価償却費等は、間接に関連して要した金額とする。

三 電気事業営業費用勘定と附帯事業営業費用勘定に関連する場合における発電所等の間接部門に従事する従業員の給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費及び諸費並びに附帯事業の営業に従事する従業員の退職給与金は、間接に関連して要した金額とする。

第九十 規則第四十条第一項の適正に定めた基準とは、関連費用のそれぞれの機能に応じた合理的な配賦基準とし、次の各号によるものとする。

一 直接に関連して要した金額のうち、規則第二十一条第二項の共用固定資産に直接に関連して要した修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等については、第三十八に定める合理的な配賦基準とすること。

二 直接に関連して要した金額のうち、電気事業と附帯事業との営業の双方に直接に関連して要した消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用については、従業員数比、固定資産の額比とする等合理的な配賦基準を定めること。

三 間接に関連して要した金額については、主として資材事務に関連する費用は資材の購入高比又は払出高比、主として労務事務に関連する費用は人件費の金額比又は従業

員の延人数比若しくは総実働時間数比、主として総括的事務に関連する費用は資金運用額比又は決算額比とする等合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めること。ただし、合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めることが困難な場合は、当該関連費用を、関連する各部門の当該事業年度における決算額を基準として、事業年度ごとに一括して、金額案分することができる。

第九十一 配賦基準で恒常性があると認められるものは、それを以後の各事業年度の配賦率として用いることができる。

第九十二 規則第四十条の場合において、建設分担関連費を配賦する電気事業固定資産の範囲は、原則として、建設費については五十億円以上かつ、工事期間については十二月以上とする。なお、規則第八条の場合において建設中利子とその建設価額に算入する場合においては、当該建設工事の範囲と一致させるものとする。

第九十三 過年度に未払いとして計上した費用又は過年度に未収として計上した収益を当年度中に戻すときは、先に計上した費用又は収益の勘定にそれぞれ戻し入れするものとする。

第九十四 過年度に計上した損失に関して当年度中に損害保険金を受け入れたときは、過年度に損失を計上した勘定に戻し入れするものとする。

附 則

この取扱要領は、平成19年3月26日から施行し、改正後の取扱要領の規定は、施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

資産単位物品表

項 目	資 産 単 位 物 品	備 考
(水力発電設備)		
建物	建物	一棟を単位とする。基礎を含む。
鉄筋コンクリート造	建物暖冷房設備	
	建物火災避難設備	
	建物消火設備	
	建物給水設備	
	建物排水設備	
	建物空気調節又は換気装置	
	建物昇降機	
	建物屋内電灯電力設備	
	建物配電盤	
	建物門及び垣根	
金属造		「鉄筋コンクリート造」に準ずる。
木造		同上
構築物		
えん堤	[水路・えん堤]	
	えん堤	一体を単位とする。
	えん堤護岸	
	可動せき	一門を単位とする。
	(巻揚装置)	門扉別に単位とする。
	巻揚機	
	電動機	
	排砂門扉	一門を単位とする。
	(予備動力装置)	一式を単位とする。
	電動機	
	発電機	
	内燃機関	
	角落し	一門を単位とする。
	除塵装置	
	魚道	
	流木路	
	洪水路	
	けい流取水設備	箇所別に単位とする。
	放流設備	
取水口	[水路・取水口]	
	取水口	一装置を単位とする。
	制水門扉	一門を単位とする。
	排砂門扉	同上
	余水門扉	同上
	(巻揚装置)	門扉別に単位とする。
	巻揚機	
	電動機	
	排砂路	
	余水路	
	角落し	一門を単位とする。
	除塵装置	同上
	融雪装置	
	護岸	
	選択取水設備	
導水路	[水路・導水路]	
	開きよ	
	蓋きよ	
	トンネル	
	水路橋	
	水路管	
	排砂路	
	とい	
	余水路	
	余水門扉	一門を単位とする。

沈砂池	制水門扉 排砂門扉 (巻揚装置) 巻揚機 電動機 角落し 除塵装置 けい流取水設備 [水路・沈砂池] 沈砂池 トンネル いつ流堤 排砂路 余水路 側水路 排砂門扉 制水門扉 余水門扉 (巻揚装置) 巻揚機 電動機 角落し 除塵装置 [水路・水槽]	同上 同上 門扉別に単位とする。 一門を単位とする。 同上 箇所別に単位とする。 一門を単位とする。 同上 同上 門扉別に単位とする。 一門を単位とする。 同上
水槽	水槽 サージタンク 余水路 排砂路 制水門扉 余水門扉 排砂門扉 (巻揚装置) 巻揚機 電動機 角落し 除塵装置 [水路・水槽]	基礎を含む。 同上 一門を単位とする。 同上 同上 門扉別に単位とする。 一門を単位とする。 同上
水圧管路	水圧管 所内発電機用水圧管 制水弁 アンカーブロック 鉄管路ほ装 [水路・水圧管路]	一門を単位とする。 同上
放水路	放水路 放水門扉 (巻揚装置) 巻揚機 電動機 ピヤ 護岸 角落し 除塵装置 [水路・放水路]	一門を単位とする。 門扉別に単位とする。 一門を単位とする。
雑施設	土捨場 土捨場護岸 自記量水設備 [水路・雑施設]	一門を単位とする。
えん堤	えん堤 えん堤護岸 可動ぜき (巻揚装置) 巻揚機 電動機 排砂門扉 [貯水池(又は調整池)・えん堤]	一体を単位とする。 一門を単位とする。 門扉別に単位とする。 一門を単位とする。

<p>雑施設</p>	<p>(予備動力装置) 電動機 発電機 内燃機関 角落し 魚道 舟ばつ路 流木路 洪水路 余水路 けい流取水設備 放流設備 選択取水設備 [貯水池 (又は調整池) ・ 雑施設] 土捨場 土捨場護岸 自記量水設備</p>	<p>一式を単位とする。 一門を単位とする。 箇所別に単位とする。</p>
<p>機械装置 水車</p>	<p>水車 水車ランナー 吸出管 入口弁 制圧機 调速機 (ガバナー) 水位調整機 油圧及び潤滑油装置 油圧及び潤滑油装置油槽 油圧及び潤滑油装置ポンプ 所内用水車</p>	
<p>発電機</p>	<p>基礎 主要発電機 界磁抵抗器 界磁開閉器盤 潤滑油装置 潤滑油装置ポンプ (空気冷却装置) 冷却器 送風器 空気清浄器 励磁機 励磁機用界磁抵抗器 所内用発電機</p>	<p>一面を単位とする。</p>
<p>主要変圧器</p>	<p>基礎 変圧器 (冷却装置) 冷却器 冷却塔 冷却器ろ過器 冷却用水槽 地方配電用変圧器</p>	<p>空冷及び水冷を含む。</p>
<p>配電盤開閉装置</p>	<p>基礎 遮断器 開閉器 装甲開閉装置 固体絶縁開閉装置 ガス絶縁開閉装置 断路器 配電盤 配電盤電圧調整器 計器用変成器 計器用変圧器 変流器 遠隔測定装置 所内用配電盤開閉装置</p>	<p>キュービクル及びメタルクラッドを含む。 一面を単位とする。</p>

自動制御装置	基礎 遠隔制御装置	
屋外鉄構	基礎 鉄構	一式を単位とする。
諸機械装置	基礎 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 絶縁変圧器 消弧線輪 リアクター 接地変圧器 中性点接地抵抗器 避雷器 蓄電池 電動発電機 整流器 空気圧縮機 予備電源装置 サージアブゾーバー 排水用ポンプ 給水用ポンプ 起重機 トラバースー 油浄化装置 油再生装置 油槽 気象観測装置 所内用変圧器	
諸装置	基礎 定周波定電圧電源装置 監視装置	一式を単位とする。
通信電灯電力装置	電線 ケーブル 支持物	
運材装置	起重機 電動機 トラバースー ターンテーブル 軌道 車両 機関車 インクライン 索道 船舶 コンベアー	一式を単位とする。 一式を単位とする。 一両を単位とする。 一式を単位とする。
修繕試験装置	旋盤 さく孔機 のこぎり機 整形器 火炉 配電盤 配電盤電圧調整器 送風機 コンクリート耐圧試験装置 試験用変圧器 誘導電圧調整器 遮断器 電動発電機 計器用変圧器 変流器 計器用変成器	同上 一隻を単位とする。 一式を単位とする。
雑装置	護岸及びよう壁 道路	

	橋りょう 船着場 さん橋 下水設備 消火設備 停車場設備 (専用鉄道) 軌道 車両 (変電装置) 「変電設備」の資産単位物品に 準ずる物品 機関車 監視装置 流木処理装置	一脚を単位とする。
(汽力発電設備) 建物 鉄筋コンクリート造	建物 建物暖冷房設備 建物火災避難設備 建物消火設備 建物給水設備 建物排水設備 建物空気調節又は換気装置 建物昇降機 建物屋内電灯電力設備 建物配電盤 建物門及び垣根	一両を単位とする。
金属造 木造 構築物 揚炭揚油施設	岸壁 さん橋 貯炭場ほ装 防波堤 ブイ 貯炭サイロ (貯水池) 貯水池 貯水槽 (水道) 深井戸 ポンプ 水道管 水槽	一棟を単位とする。基礎を含む。
汽かん給水用施設	制水門扉 取水ポンプ 巻揚機 除塵装置 スプレー用ポンプ 取水路 排水路 沈砂池 冷却池 冷却塔 煙突	「鉄筋コンクリート造」に準ずる。 同上 基礎を含む。
復水器冷却用水施設	汚水処理用施設 防潮堤 気化器用取水設備 除塵装置	一門を単位とする。
主要煙突 汚水処理用施設 雑施設	汽かん 過熱器 再熱器	汽かん別に単位とする。 同上 同上 同上
機械装置 汽かん装置		

	すす吹 節炭器 空気予熱器 加圧容器 ボイラー循環ポンプ 基礎	同上 同上
微粉炭燃焼装置	(給炭装置) 石炭計量機 石炭フィーダー 微粉炭機 粗粉分離器 排出機 (輸送装置) 輸送管 (微粉給炭装置) 補助通風機 バーナー (基礎) 基礎	装置別に単位とする。 一式を単位とする。 汽かん別に単位とする。
重油ガス等燃焼装置	バーナー タンク 輸送管 加熱器 油ポンプ 空気圧縮機 計量機 通風機 排風機 ローディングアーム ガスポンプ B O G 圧縮機 ガス気化器 気化器海水ポンプ ガス検知装置 基礎	汽かん別に単位とする。
温水浄水装置	(給水加熱装置) 加熱装置 空気分離器 抽出用ポンプ (生水蒸発装置) 蒸発器 予熱器 空気分離器 蒸発器補給水ポンプ 蒸発器排水ポンプ (廃熱回収装置) ドレーンポンプ 連続ブロー装置 (処水装置) ろ過器 軟水器 純水器 ポンプ 生水槽 薬品槽 (基礎) 基礎	
汽かん給水ポンプ	汽かん給水ポンプ 汽かん給水ポンプ蒸気タービン 基礎	
汽管水管	蒸気だめ 蒸気管 給水管 給水槽	汽かん又は母管別に単位とする。 同上

<p>通風装置</p>	<p>ドレーン水槽 吹出水槽 低圧減温設備 基礎 押込通風機 吸込通風機 空気送風機 風道</p>	<p>汽かん別に単位とする。</p>
<p>煙道</p>	<p>基礎 煙道</p>	<p>汽かん別に単位とする。</p>
<p>運炭灰捨装置</p>	<p>基礎 (運炭装置) 揚炭機 運炭機 コンベアー 石炭計量器 車両 トラック計量器 軌道 石炭槽 磁気分離器 粉碎機 (灰捨装置) コンベアー アッシュバンカー 灰処理ポンプ 灰破碎機 灰捨溝 灰沈でん池 灰流管 灰抽出装置 (基礎) 基礎</p>	<p>一条を単位とする。</p>
<p>ばい煙処理用機械装置</p>	<p>ばい煙処理用集じん器 ばい煙処理用集じん器煙道 ばい煙処理用集じん器誘引通風機 ばい煙処理用集じん器灰抽出装置 排煙脱硝装置 アンモニア注入装置 排煙脱硫装置</p>	
<p>汚水処理用機械装置 汽機</p>	<p>基礎 汚水処理用機械装置 蒸気タービン ガスタービン 油冷却器 油冷却用水ポンプ グランドポンプ グランド復水器 グランド水槽 潤滑油ポンプ 油槽</p>	
<p>発電機</p>	<p>基礎 発電機 界磁抵抗器 界磁開閉器盤 潤滑油装置 潤滑油装置ポンプ 励磁機 励磁機用界磁抵抗器 (空気冷却装置) 冷却器 水素冷却装置 水素ガス密封油制御装置 固定子冷却装置</p>	<p>一面を単位とする。</p>

復水器	基礎 復水器 復水ポンプ 循環水ポンプ ジェット用ポンプ スチームジェット 連続除貝装置 復水器細管洗浄装置 基礎	「水力発電設備」に準ずる。 同上
主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置	自動運転制御装置 自動燃焼制御装置 自動汽かん制御装置 基礎	「水力発電設備」に準ずる。
屋外鉄構 諸機械装置	助燃装置 起重機 薬品注入装置 空気圧縮機 電力用蓄電器 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 リアクター 接地変圧器 中性点接地抵抗器 避雷器 蓄電池 電動発電機 整流器 予備電源装置 サージアブゾーバー 排水用ポンプ 給水用ポンプ トラバース 油浄化装置 油槽 所内用変圧器 窒素ガス製造装置 定周波定電圧電源装置 監視装置 基礎	「水力発電設備」に準ずる。
諸装置 通信電灯電力装置 修繕試験装置 送汽装置 雑装置	蒸気管 下水設備 消火設備 監視装置	「水力発電設備」に準ずる。 同上 母管別に単位とする。
（原子力発電設備） 建物 鉄筋コンクリート造	建物 建物暖冷房設備 建物火災避難設備 建物消火設備 建物給水設備 建物排水設備 建物空調設備又は換気装置 建物衛生設備 建物昇降機 建物屋内電灯電力設備 建物配電盤	一棟を単位とする。タービン建屋、廃棄物処理建屋、使用済燃料等貯蔵プール建屋、新燃料貯蔵倉庫及び基礎を含む。

<p>金属造 木造 構築物 港湾施設</p>	<p>建物門及び垣根</p>	<p>「鉄筋コンクリート造」に準ずる。 同上 基礎を含む。</p>
<p>原水施設</p>	<p>防波堤 岸壁 さん橋 ブイ (貯水池) 貯水池 貯水槽 (水道) 深井戸 ポンプ 空気圧縮機 水道管 水槽</p>	<p>一門を単位とする。</p>
<p>復水器冷却用水施設</p>	<p>制水門扉 巻揚機 除塵装置 スプレー用ポンプ 取水路 排水路 沈砂池 排気筒 防潮堤 よつ壁 橋りょう 護岸 舗装道路 舗装路面</p>	<p>一脚を単位とする。</p>
<p>排気筒 雑施設</p>	<p>圧力容器 気水分離器 乾燥器 炉心支持構造物 黒鉛構造物 基礎</p>	
<p>機械装置 原子炉本体</p>	<p>(原子炉再循環装置) 原子炉再循環ポンプ ジェットポンプ 電動機 (原子炉冷却材浄化装置) 浄化脱塩塔 熱交換器 フィルター 冷却材清浄及び乾燥装置 冷却材貯蔵及び補給装置 (原子炉停止時冷却装置) 熱交換器 停止時冷却ポンプ (原子炉隔離時冷却装置) 蒸気駆動タービンポンプ グラウンド復水器 真空ポンプ 油冷却器 (残留熱除去装置) ポンプ 熱交換器 海水ポンプ (高圧注水装置) 高圧注水ポンプ 駆動タービン グラウンドコンデンサー</p>	

	油冷却器 畜圧タンク ほう酸注入タンク (原子炉補機冷却装置) 補機冷却ポンプ 補機海水ポンプ 補機冷却タンク 熱交換器 電動機 (液体毒物注入装置) 液体薬品貯蔵タンク テストタンク 液体薬品注入ポンプ 畜圧タンク 非常用復水器 炉心スプレーポンプ 冷却材ポンプ 冷却材タンク 加圧器 蒸気発生器 (化学体積制御装置) 体積制御タンク 熱交換器 充填ポンプ ほう酸ポンプ ほう酸タンク 基礎 (制御棒駆動装置) 制御棒 制御棒案内管 制御棒駆動装置 制御棒駆動機構 ハウジング支持機構 緊急停止装置 核計測装置 基礎 格納容器 生体遮へい装置 格納容器スプレー装置 真空破壊装置 格納容器付属構造物 基礎 新燃料貯蔵装置 (燃料取扱装置) 操作及び取出用装置 燃料装填準備装置 燃料移送装置 燃料分解機器 破損燃料摘出装置 燃料取替用水装置 (燃料プール装置) 燃料プール 熱交換器 燃料プールのろ過装置 サージタンク 燃料プールポンプ 汽水分離器等貯蔵プール 基礎 (気体廃棄物処理装置) オフガスフィルター ベントフィルター スチームジェットポンプ 再結合器 ガス貯蔵タンク
計測制御系統装置	
原子炉格納装置	
燃料装置	
放射性物質管理装置	

	ガス減衰タンク ガス予熱器 排ガス復水器 排ガス圧縮機 水分分離器 減衰管 排気筒 (液体廃棄物処理装置) 廃液収集ろ過装置 廃液収集脱塩装置 廃液濃縮器 廃液濃縮器予熱器 液体廃棄物処理タンク類 廃液濃縮器復水器 (固体廃棄物処理装置) 脱水器 プレス 固化装置 遠心分離器 コンベアー ホッパー ドラムキャッピングマシン ポンプ 電動機 固体廃棄物処理タンク類 ドラム廃棄体検査設備 焼却装置 (原子炉格納容施設換気装置) 通常用空気供給設備 非常用ガス処理装置 通常用排気設備 パージ用排気ファン 不活性ガス装置 電動機 (監視装置) 屋外放射性物質監視装置 屋内放射性物質監視装置 移動式放射性物質監視装置 基礎 (給水加熱装置) 高圧給水加熱器 低圧給水加熱器 空気分離器 抽出用ポンプ (生水蒸発装置) 蒸発器 湿水分離器 (廃熱回収装置) ドレーンポンプ 連続ブロー装置 復水脱塩装置 空気抽出器 復水貯蔵タンク (原水処理装置) 原水ろ過装置 原水タンク 亜硫酸ソーダ添加装置 純水処理装置 デミネ移送ポンプ 基礎 原子炉給水ポンプ ポンプ駆動機 基礎 蒸気だめ
温水浄水装置	
原水炉給水ポンプ	
汽管水管	

<p>汽機</p>	<p>蒸気管 給水管 給水槽 サージタンク ドレイン水槽 吹出水槽 基礎 蒸気タービン 油冷却器 グランドポンプ グランド復水器 グランド水槽 潤滑油ポンプ 油槽 基礎</p>	
<p>発電機</p>	<p>発電機 界磁開閉器盤 励磁機 励磁機用界磁抵抗器 (空気冷却装置) 冷却器 送風器 水素冷却装置 水素ガス密封油制御装置</p>	<p>一面を単位とする。</p>
<p>復水器</p>	<p>基礎 復水器 高圧復水ポンプ 低圧復水ポンプ 循環水ポンプ 連続除貝装置 復水器細管洗浄装置 基礎</p>	
<p>主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置</p>	<p>自動制御装置 チューブクリーナーポンプ 起重機 薬品注入装置 空気圧縮機 負荷時電圧調整器 接地変圧器 中性点接地抵抗器 避雷器 蓄電池 電動発電機 整流器 予備電源装置 サージアブゾーバー 排水用ポンプ 雑用水ポンプ トラバーサー 油浄化装置 油槽 所内用変圧器 定周波定電電源装置 監視装置 基礎</p>	<p>「水力発電設備」に準ずる。 同上 「水力発電設備」に準ずる。</p>
<p>諸装置 通信電灯電力装置 修繕試験装置 雑装置</p>	<p>下水設備 消火設備 監視装置</p>	<p>「水力発電設備」に準ずる。 同上</p>

(内燃力発電設備)		
建物		「水力発電設備」に準ずる。
機械装置		
内燃機	ガス機関 ディーゼル機関 基礎	
発電機		「水力発電設備」に準ずる。
主要変圧器		同上
配電盤開閉装置		同上
自動制御装置	自動運転制御装置 基礎	
屋外鉄構		「水力発電設備」に準ずる。
諸機械装置	貯油槽 誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 昇圧器 降圧器 リアクター 接地変圧器 中性点接地抵抗器 避雷器 蓄電池 整流器 空気圧縮機 予備電源装置 サージアブゾーバー 変圧器 消弧線輪 排水用ポンプ 冷却用水設備 給水用ポンプ 起重機 油浄化装置 油槽 所内用開閉器 定周波定電圧電源装置 監視装置 基礎	
諸装置		
通信電灯電力装置		「水力発電設備」に準ずる。
修繕試験装置		同上
雑装置		同上
(送電設備)		
建物		「水力発電設備」に準ずる。
架空電線路		
鉄塔	鉄塔	
鉄柱	鉄柱	
	鋼板組立柱	
コンクリート柱	コンクリート柱	
木柱	木柱	
がいし	がいし	
電線	電線	
地線	電線	
添加電話線	電線	
	架空ケーブル	
地中電線路		
管路	管路	
ケーブル	ケーブル	
	水底ケーブル	
	油そう	
	地中ケーブル	
電話ケーブル		
保安開閉装置		
保安開閉装置	遮断器 開閉器	

電力用蓄電器	断路器 避雷器 空気圧縮機 計器用変成器 計器用変圧器 変流器 配電盤 配電盤電圧調整器 固体絶縁開閉装置 ガス絶縁開閉装置 遠隔監視制御装置 電力用蓄電器 付属リアクター 放電器	「水力発電設備」に準ずる。
屋外鉄構 諸機械装置	電動機 電動発電機 蓄電池 整流器 油浄化装置 油槽 定周波定電圧電源装置 監視装置	
保安通信装置 支持物	鉄塔 鉄柱 鋼板組立柱 コンクリート柱	一式を単位とする。
管路 電話線 電話ケーブル	木柱 管路 電線 架空ケーブル 地中ケーブル	
空中線施設	鉄塔 鉄柱 鋼板組立柱 コンクリート柱 木柱	「水力発電設備」に準ずる。ただし、さん橋は除く。
搬送送受信装置	空中線 端局装置 中継装置 結合コンデンサー ブロッキングコイル 線路ろ波器 高周波同軸ケーブル	
搬送結合装置	鉄構 固定無線機 中継装置	一式を単位とする。
無線通信装置	移動無線機 自動交換装置 信号電源装置 蓄電池 発電発電機 整流器 自動電圧調整器 定周波定電圧電源装置	
諸機械装置	電線 ケーブル 支持物 着陸帯 雑施設	「水力発電設備」に準ずる。ただし、さん橋は除く。
諸装置 電灯電力装置		
ヘリポート施設		「水力発電設備」に準ずる。ただし、さん橋は除く。
雑装置 (変電設備)		

建物 機械装置 主要変圧器	主要変圧器 配電用変圧器 基礎	「水力発電設備」に準ずる。
調相機	調相機 起動用変圧器 基礎	
電力用蓄電器	電力用蓄電器 付属リアクター 放電器 基礎	
周波数変換機	サイリスタバルブ 直流リアクトル 周波数変換器制御盤 基礎	
電圧調整器	誘導電圧調整器 負荷時電圧調整器 負荷時位相調整器 基礎	
電力用リアクター	リアクター 基礎	
冷却用水施設	ポンプ ろ過器 水槽 冷却塔 深井戸 電動機 基礎	
配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置	消弧リアクトル 絶縁変圧器 消弧変圧器 接地変圧器 中性点接地抵抗器 中性点接地リアクトル 避雷器 そく流線輪 蓄電池 蓄電池充電用整流器 空気圧縮機 予備電源装置 サージアブソーバー 排水用ポンプ 起重機 油浄化装置 油槽 所内用変圧器 定周波定電圧電源装置 監視装置 基礎	「水力発電設備」に準ずる。 同上 同上
諸装置 通信電灯電力装置 修繕試験装置 雑装置		「水力発電設備」に準ずる。 同上 同上。ただし、専用鉄道（軌道、車両）、変電装置（機関車）は除く。
（配電設備） 建物 架空電線路 鉄柱	鉄柱 鋼板組立柱	「水力発電設備」に準ずる。
コンクリート柱	コンクリート柱	

木柱 電線 引込線 添加電話線 柱上変圧器	木柱 電線 電線		「送電設備」に準ずる。
電力用蓄電器 保安開閉装置	変圧器 電圧調整器 電力用蓄電器 断路器 開閉器 遮断器 避雷器		「水力発電設備」に準ずる。
屋外鉄構 地中電線路 管路 ケーブル 引込線 電話ケーブル 変圧器 保安開閉装置	管路 ケーブル ケーブル		「送電設備」に準ずる。 「架空電線路」の「柱上変圧器」に準ずる。
需要者屋内装置 計器 貸付機械器具	開閉器 遮断器 配電塔		
保安通信装置 諸装置 P C B 処理装置	計器 変圧器 遮断器 開閉器 電力用蓄電器		「送電設備」に準ずる。
通信電灯電力装置 運材装置 雑装置	受入保管設備 前処理設備 分解設備 回収設備 払出設備 電気設備 計装設備		「水力発電設備」に準ずる。
(業務設備)	起重機 道路 橋りょう 下水設備 消火設備 監視装置 気象観測装置		一脚を単位とする。
建物 独立電話線路 鉄塔 鉄柱			「水力発電設備」に準じる。
コンクリート柱 木柱 管路 電話線 電話ケーブル	鉄塔 鉄柱 鋼板組立柱 コンクリート柱 木柱 管路 電線 架空ケーブル 地中ケーブル		
添加電話線 電話ケーブル	架空ケーブル 地中ケーブル		
空中線施設 鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱			「独立電話線路」に準ずる。 同上 同上 同上

空中線	空中線	
通信機械装置		
搬送送受信装置	端局装置	
	中継装置	
搬送結合装置	結合コンデンサー	
	ブロッキングコイル	
	線路ろ波器	
	高周波同軸ケーブル	
	鉄構	
無線通信装置	固定無線機	
	中継装置	
	移動無線機	
交換装置	自動交換装置	
電源装置	信号電源装置	一式を単位とする。
	蓄電池	
	電動発電機	
	発動発電機	
	整流器	
	自動電圧調整器	
	定周波定電圧電源装置	
	試験台	
諸機械装置		
諸装置		
給電装置	テレメーター	
	給電盤	
	指令台	
	配電盤	
	蓄電池	
	電動発電器	
	整流器	
	予備電源装置	
	情報処理装置	
自動制御装置		「水力発電設備」に準ずる。
修繕試験装置		同上
倉庫装置	電動機	
	配電盤	
	起重機	
	エレベーター	
	コンベアー	
	屋外鉄構	
	ホイスト	
雑装置	気象観測装置	
	監視装置	

注1 特に記載したもののほかは、1個、1台、1本その他それらに準ずる数量を単位とする。ただし、容量等の小さい物品については、一群を単位とすることができる。

2 備品勘定に整理される物品は、資産単位物品とみなす。この場合においては、1個、1台その他それらに準ずる数量を単位とする。

水利権一覧表

区 分	備 考
漁 業 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇により影響を受ける漁業の損失を補償するための費用
用 水 路 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇により影響を受ける既設用水路について、その従来 of 効用を維持するための費用
発 電 所 水 没 補 償 費	水没により廃止することとなる発電所又は移転を行なうこととなる発電所に対する補償のための費用
減 電 補 償 費	流入量の減少により廃止又は移転することとなる発電所の発生電力量が減少することに対する補償のための費用
流 ば つ 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇により、従来 of いかだによる木材運搬手段にかえて林道、揚木施設、索道等を設置し、又はいかだ夫の転失業に対する補償をするための費用
渡 船 施 設 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇により使用不能となる渡船施設の位置変更又は吊橋等の代替施設の設置のための費用
観 光 地 保 存 対 策 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇、発電量の増減に伴う時間ごとの流量の変化等によりそこなわれる国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の自然景観を維持する手段として風致保存用ダムの設置、河床整理等の補償をするための費用
プ ール 防 火 用 水 槽 等 補 償 費	ダムたん水又は流水の枯渇により、従来河川を利用していた遊泳又は防火用の水源がなくなるためプール、防火用水槽等を設置するための費用
水 没 個 人 補 償 費	水没する家屋、事業所、農作物、立木等に対する補償又は居住地移転に伴う転失業等に対する補償のための費用
宅 地 造 成 補 償 費	水没部落移転先を確保するために行なう宅地造成又はテレビ共同聴視設備、塵芥焼却炉、浄化槽等共同利用施設の設置のための費用
道 路 (橋 り ょ う を 含 む) 付 替 補 償 費	国道、都道府県道、市町村道又は林道の水没に伴う付替補償 (拡幅の部分を除く。) のための費用
公 共 施 設 、 公 益 的 施 設 代 替 補 償 費	水没する村役場、公会堂、学校、駐在所、水産増殖場又は神社等公共施設又は公益的施設の代替補償のための費用
砂 防 対 策 補 償 費	貯水池に流入する支流河川の砂防工事分担金のための費用
水 没 鉱 山 補 償 費	水没する鉱山の鉱業権等に対する補償のための費用
水 没 採 石 施 設 補 償 費	水没する砂利、工芸観賞用石等の採取施設等に対する補償のための費用
そ の 他 水 没 補 償 費	水没する道路の付替により使用不能となる当該道路に設置していた諸施設の廃止又は移転のための費用